

## 標 識

下記の空家等の所有者等は、令和8年1月29日付け龍ま第19号により、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第3項の規定により必要な措置をとることを命ぜられています。

### 記

#### 1 対象となる空家等

- (1) 所在地 龍ヶ崎市2752-3
- (2) 用途 専用住宅

#### 2 措置の内容

建物の一部が倒壊しているため、道路通行者や車両などに被害が生じないよう建物全部の解体・除却を行うこと。

また、空家等の解体・除却により発生する動産等及び敷地に存する動産等については、関係法令に従って適切に処理すること。

#### 3 命令に至った事由

そのまま放置することで保安上危険な状態が続き、第三者に被害が生じるおそれがあるため。

#### 4 命令の責任者

龍ヶ崎市総合政策部 まちの魅力創造課長 石崎 清浩  
連絡先：0297-64-1111

#### 5 措置の期限

令和8年3月27日（金）